

令和4年第1回 国東市議会臨時会 提出議案

|            |   |      |
|------------|---|------|
| 承認<br>第2号  | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市一般会計補正予算第13号)                           | P 1  |
| 承認<br>第3号  | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第3号)                    | P 3  |
| 承認<br>第4号  | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号)                    | P 5  |
| 承認<br>第5号  | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市介護保険事業特別会計補正予算 保険事業勘定第3号 介護サービス事業勘定第2号) | P 7  |
| 承認<br>第6号  | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号)                   | P 9  |
| 承認<br>第7号  | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号)                    | P 11 |
| 承認<br>第8号  | 専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)                                   | P 13 |
| 承認<br>第9号  | 専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)                                | P 20 |
| 承認<br>第10号 | 専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)                              | P 22 |
| 承認<br>第11号 | 専決処分の承認を求めることについて(国東市病院事業に係る料金条例の一部改正)                            | P 24 |
| 報告<br>第4号  | 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)                                 | P 26 |
| 同意<br>第16号 | 監査委員の選任について   | P 28 |

承認 10件

報告 1件

同意 1件

計 12件

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市一般会計補正  
予算第 13 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 3 年度国東市一般会計補正予算（第 13 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年4月27日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市介護保険事業  
特別会計補正予算 保険事業勘定第 3 号 介護サービス事業勘定第 2 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分  
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史



## 専決処分書

令和3年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第3号 介護サービス事業勘定第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和3年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

国東市長 三 河 明 史

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年4月27日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

令和 3 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市税条例等の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

### 国東市税条例等の一部を改正する条例

（国東市税条例の一部改正）

第 1 条 国東市税条例(平成 18 年国東市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 中「交付」の次に「(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附



則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条中第 26 項を第 27 項とし、第 25 項を第 26 項とし、第 24 項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の

記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 26 条を削る。

(国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 国東市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年国東市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち国東市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項、第 32 条第 1 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中国東市税条例第 36 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 36 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 26 条を削る改正規定並びに第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中国東市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条(国東市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年国東市条例第 14 号)附則第 2 条第 4 項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中国東市税条例第 18 条の 4 の改正規定、同条例第 73 条の 2 第 1 項の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第 1 項ただし書の規定によ

る措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の国東市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の国東市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の国東市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の国東市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の国東市税条例第73条の2第1項

(地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 4 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の国東市税条例第 73 条の 3 第 1 項(地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 3 の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年4月27日提出

国東市長 三河 明 史

## 専決処分書

国東市税特別措置条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

### 国東市税特別措置条例の一部を改正する条例

国東市税特別措置条例(平成 18 年国東市条例第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 12 条第 3 項の表の第 1 号」を「第 12 条第 4 項の表の第 1 号」に、「第 45 条第 2 項の表の第 1 号」を「第 45 条第 3 項の表の第 1 号」に、「第 28 条の 9 第 10 項」を「第 28 条の 9 第 10 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 12 条第 3 項の表の第 2 号」を「第 12 条第 4 項の表の第 2 号」に、「第 45 条第 2 項の表の第 2 号」を「第 45 条第 3 項の表の第 2 号」に、「第 28 条の 9 第 10 項」を「第 28 条の 9 第 10 項第 1 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「2 年」を「3 年」に、「第 10 条第 7 項第 6 号」を「第 10 条第 8 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号」を「第 42 条の 4 第 19 項第 7 号」に、「同法第 68 条の 9 第 8 項第 6 号」を「法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 66 条第 6 項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「2 年」を「3 年」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成18年国東市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



承認第 11 号

専決処分の承認を求めることについて(国東市病院事業に係る料金条例の一部改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

国東市病院事業に係る料金条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

## 国東市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

国東市病院事業に係る料金条例（平成 20 年国東市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)」を「(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)」に、「(令和 2 年厚生労働省告示第 62 号)」を「(令和 4 年厚生労働省告示第 59 号)」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 報告第4号

### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年4月27日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 22 日

国東市長 三 河 明 史

### 記

#### 1. 事故の内容

令和 3 年 6 月 17 日午後 3 時頃、市職員が市道馬場高木線にて方向転換のため公用車を後退させたところ、車両の後方部がアパートの塀及びベンチに接触した。同日午後 4 時頃、国東警察署による現場検証を相手方立ち合いのうえ行った結果、アパートの塀及びベンチについては修繕することとなった。

#### 2. 損害賠償の額 29,150 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 10 割の金 29,150 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

#### 4. 和解の相手方 大分県国東市国東町鶴川 1854 番地 2 野田 侃生

同意第 16 号

監査委員の選任について

監査委員に議員のうちから次の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名

生年月日

令和 4 年 4 月 27 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、新たに選任する必要がある  
るので提出する。